

小規模宅地等の特例 添付書類チェックリスト

区分別

被相続人		相続開始日	
申告期限		適用する区分	

どの区分で適用するかが決まって初めて書類が確定する（要件判定が先、書類収集が後）

区分・場面	添付する書類	原本／写し	確認	担当	確認日	備考
全区分共通	申告書 第11・11の2表の付表1（該当があれば別表1）	写し				
全区分共通	遺言書の写しまたは遺産分割協議書の写し	写し				
全区分共通	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	原本				
特定事業用（3年以内に事業開始）	付表1（別表2）／一定の資産の種類・数量・価額の明細書	写し				
特定居住用（共通）	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類	写し				
特定居住用（家なき子）	相続開始前3年以内における住所または居所を明らかにする書類	写し				
特定居住用（家なき子）	3年以内に居住していた家屋が自己・配偶者・三親等内の親族・特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外である旨を証する書類	写し				
特定居住用（家なき子）	相続開始の時に居住している家屋を相続開始前のいずれの時にも所有していたことがないことを証する書類	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	被相続人の戸籍の附票の写し	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	施設への入所時における契約書の写し等	写し				
特定同族会社事業用	法人の定款の写し／発行済株式の総数と被相続人等の保有株式数を法人が証明した書類	写し				
貸付事業用（3年以内に貸付開始）	過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど、3年超の特定貸付事業を明らかにする書類	写し				
郵便局舎の敷地	総務大臣が交付した証明書	写し				
未分割のまま申告期限が来る場合	申告期限後3年以内の分割見込書	写し				

小規模宅地等の特例は、相続税の申告書に適用を受ける旨を記載し、計算明細書その他の書類を添付した場合に限り適用されます。国税庁チェックシート注4により、この特例の適用を受ける場合は印鑑証明書を必ず原本で提出します。一方、取得者がマイナンバー（個人番号）を有していれば、居住の事実を明らかにする書類や相続開始前3年以内の住所・居所を明らかにする書類は提出不要です。申告期限までに分割されていない宅地には適用できないため、法定相続分で申告したうえで申告期限後3年以内の分割見込書を添付し、分割後に更正の請求（分割を知った日の翌日から4か月以内）で取り戻します。